

飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の使用を希望される方へ

北関東防衛局 管理部 施設管理課

防衛省北関東防衛局では、横田、入間、百里飛行場周辺に所在する国有地（防衛省所管）について、当該土地の行政目的を妨げない範囲で、駐車場、資材置場などの一時的な使用を有償で認めることとし利用希望者を募集しています。

具体的な要望のある方は、下記事項に留意の上、応募（利用計画の提案）をされるか、公募に参加してください。

○ 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
(破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者)
- (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (9) 応募資格の(3)から(8)については、現在及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は(3)から(8)までの要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した「誓約書」を提出した者であること。

○ 応募方法

- (1) 下記問い合わせ先にご相談ください。
- (2) 担当者が要望の概要をお聞きした上で、土地利用計画書の様式を配布しますので、必要事項を記入して提出してください。

○ 使用許可申請者の選定について

- (1) 提出された土地利用計画書を審査し、使用許可の前提条件に適合すると認められる場合は、公募の手続きに入ります。
- (2) 公募は、北関東防衛局ホームページ上で行います。公募に参加される場合は、公募で示される諸条件への承諾を前提に、所定の要望書、誓約書及び役員名簿を提出してください。（土地利用計画書の提出者も、要望書、誓約書及び役員名簿を提出の上、公募に参加いただきます。）
- (3) 公募への参加者が土地利用計画書の提出者のみの場合、当該者を使用許可申請者に決定します。使用許可の前提条件に適合すると認められる参加者が複数となった場合は、抽選により使用許可申請者を決定します。（土地利用計画書の提出者が使用許可申請者に選定されない可能性もあります。）
- (4) 使用許可申請者に選定された場合でも、上記応募資格の要件を満たさないことが判明した場合、又、財務省協議によって同意が得られない場合は、使用許可ができないこととなります。

○ 使用許可期間

- (1) 使用許可期間は、原則として1年以内とします。ただし、使用許可の始期が年度途中の場合は、当該年度末までとなります。（使用許可の取消時期については別途通知します。）
- (2) 使用期間満了に伴い土地等の返還を行う場合は、許可期間内に原状回復を行っていただきます。
- (3) この物件を公用・公共用として利用の必要のない場合に限り、使用許可の始期から5年を限度に更新が可能です。
- (4) 5年を超える期間の要望が有る場合は、期間満了時に土地利用計画書を提出の上、再公募により使用許可申請者を決定します。
- (5) 国で使用許可物件を必要とするときは、許可の取消し、変更する場合があります。

○ 使用料について

- (1) 事前に概算使用料をお伝えしますが、あくまでも要望される際の目安です。
- (2) 実際の使用料については、使用許可申請をいただいたあと提示いたします。
- (3) 使用料については、減額措置等はありませんのでご注意ください。
- (4) 使用許可書発行後、当局が発行する納入告知書により、指定期日までに一括納入いただきます。

【使用許可についての注意事項】

以下に該当する事項がある場合は許可しない。

- ① 国の事務、事業の遂行に支障が生じるおそれがあると判断した場合
 - ② 国有財産の管理上支障が生じるおそれがあると判断した場合
 - ・ 産業廃棄物、廃棄を目的とする砂利・土砂、廃材、薬品等の保管場所として使用し、土壌汚染のおそれがある。
 - ・ 国の管理する土地への進入に支障が生じるおそれがある。
 - ・ 営利活動等によって近隣住民と争いが生じ、当局に対する苦情が起こるおそれがある。
 - ・ 振動・騒音・悪臭の著しいもの。
 - ・ 防衛施設の運用に問題が生じるおそれがある。
 - ③ 国有財産の公共性、公益性に反する以下の事項があると判断した場合
 - ・ 公序良俗に反し、社会通念上不相当である。
 - ・ 特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなる。
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする事。
 - ・ 上記のほか、使用収益により公共性、公益性を損なうおそれがある。
 - ④ プレハブなど簡易なものを除き、堅固な建物、構築物等を設置する場合（原状回復が容易な利用に限る。）
- その他、使用許可上の注意は、「国有財産使用許可書の内容（別紙）」を参照してください。

○ 問い合わせ先

〒330-9721

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館
防衛省 北関東防衛局 管理部 施設管理課（国有財産管理担当）

TEL 048-600-1800（内線2261）

国有財産使用許可書の内容

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件（以下「使用物件」という。）は、次のとおりとする。

口 座 名 :

所 在 :

区 分 : (公募する周辺財産の内容を記載します。)

数 量 :

使用部分 :

(指定する用途)

第2条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、使用物件を〇〇〇の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間（以下「使用期間」という。）は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、使用期間の更新を受けようとするときは、使用期間の満了2か月前までに、書面をもって部局長に申請しなければならない。また、使用許可の始期から5年を超えて使用の希望がある場合は、再度公募を実施する必要があることから、使用者は部局長の指定する期日までに、書面をもって部局長に申し出なければならない。

(使用料及び延滞金)

第4条 使用料は、〇〇〇円とし、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

2 使用者は、指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年〇%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(使用料の改定)

第5条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(経費の負担)

第6条 使用者は、使用物件に付帯する電話、暖房、電気、ガス、水道等の諸設備の使用料を負担しなければならない。

(物件保全義務等)

第7条 使用物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用者は、特に次に掲げる措置をするとともに、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

(1) 雑草の繁茂、野火の発生、種子飛散等の防止

(2) 残土、ごみ、汚物等の投棄の防止

(3) 不法占拠等の防止

- 2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、すべて使用者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

- 第8条 使用者は、使用期間中、使用物件を第2条に定める用途以外に供してはならない。
- 2 使用者は、使用物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
 - 3 使用者は、使用物件に次に掲げる建物等を設置してはならない。
 - (1) 居住を目的とする建物
 - (2) 航空法(昭和27年法律第231号)第49条第1項に規定する建造物、植物その他の物件
 - (3) 電波に障害を与える又はそのおそれのある建物又は工作物
 - 4 使用者は、使用物件内において、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 地域住民の適正な利用を妨げる集会等の行為
 - (2) 特定の個人又は法人その他の団体の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなる等、使用物件の公共性又は公益性に反するおそれのある行為
 - (3) 電波に障害を与える又はそのおそれのある機械器具を搬入する行為
 - (4) その他防衛施設の安定的運用を阻害する又はそのおそれのある行為
 - 5 使用者は、使用物件について現状変更をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもつて部局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し又は変更)

- 第9条 部局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。
- (1) 使用者が許可条件に違反したとき。
 - (2) 国において使用物件を必要とするとき。
 - (3) 使用者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (4) 使用者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (5) 使用者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- (6) 使用者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (7) 使用者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 部局長が前項第1号又は第3号ないし第7号の規定により使用許可の取消し又は変更をした場合、これにより使用者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
 - 3 使用者は、部局長が第1項第1号又は第3号ないし第7号の規定により使用許可の取消し又は変更をした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

- 第10条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用期間が満了したときは、使用者は、自己の負担で部局長の指定する期日までに、使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、部局長が特に承認したときは、この限りでない。
- 2 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用者の負担でこれを行うことができる。この場合、使用者は、何らの異議を申し立てることはできない。

(損害賠償)

- 第11条 使用者は、使用物件の全部又は一部が滅失し、又は、き損したときは、速やかに部局長に通知しなければならない。
- 2 前項の滅失又はき損が使用者の責めに帰す事由によるときは、当該滅失又はき損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用物件を原状回復したときは、この限りでない。
 - 3 前項に掲げる場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため、国に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。
 - 4 使用者は、その責めに帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、使用期間及び期間終了後においても、自己の負担で、その賠償を行わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

- 第12条 使用許可が取消されたとき、又は使用期間が満了したときは、使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

- 第13条 部局長は、使用物件について、臨時に実地調査し、所要の報告を求め、又はその維持若しくは使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

- 第14条 本条件に関し、疑義のあるとき、その他、物件使用について疑義を生じたときは、すべて部局長の決定するところによるものとする。